

# 指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第16号

平成28年6月28日発行

**指定廃棄物の再測定を  
実施します！**

## 【町民のみなさまへ】

塩谷町では、町民の皆様への説明責任を果たすために、上平区内の町有地の一部に以前より一時保管している、指定廃棄物の放射能濃度の再測定を早急に実施することは必要不可欠であると考えておりました。

町民の方からは「塩谷町の指定廃棄物は一体何レベルあるの？」「今度はいつ測定するの？」等のお問い合わせをいただいております、町としても、現在の放射能濃度を正確に把握しておく必要があると考え、次のような取り組みを行ってまいりました。

### ○平成28年2月

栃木県が環境省に対して提出した『指定廃棄物の指定解除の仕組み(案)』に対する意見書等に、本町からの要望のひとつとして、再測定の実施を含めていただきました。(意見書の作成については、栃木県より県内全市町に意見提出の依頼があり、市町が提出した意見を県が集約し、その内容に栃木県の意見を

付して環境省に提出しました。)

### ○平成28年3月10日

環境省から栃木県に『指定廃棄物の指定解除の仕組み(案)』に対する意見書等』への回答がありました。その中では、『栃木県において再測定を実施するかは、県や地元市町等のご意見を十分に伺いながら、総合的に検討してまいります。』と記載されており、国の判断や責任を県や市町に委ねると理解せざるを得ない内容でありました。国の積極性を感じることができない内容であったことから、栃木県及び市町からの要望がない限り、環境省が再測定を実施することはないだろうと判断し、本町から環境省及び栃木県に対して早期に再測定を実施していただくようお願い書を提出する予定でありました。

### ○平成28年3月18日

ところが、衆議院環境委員会及び同日の閣議後の記者会見において、丸川環境大臣より『環境省は栃木県の(指定廃棄物の)再測定をすることは決めている』という発言がありました。

このことから、再測定に向けた課題としては、栃木県の協力が得られるのかどうか、また、環境省がいつから実施するかの2点であると判断いたしました。

### ○平成28年3月21日

環境省で再測定をするといっても、このような問題は実行までに時間がかかってしまうことと議論が元に戻ってしまうことも多いことから、早期に指定廃棄物の再測定を実現していただけるよう、環境省及び栃木県に対して、町・議会の総意をまとめた要請書等により『早期実現』のお願いをすることにいたしました。

### ○平成28年3月24日

これまでの丸川環境大臣の記者会見の中で、再測定を実施する目的として『指定廃棄物の現状を把握し、今後の方策を検討する』との方針が示されました。このような前向きな行動は一刻も早く実施することが望ましいため、再測定の結果に基づいた新たな方策の検討も早急に進めていただけるよう、指定廃棄物を一時保管するひとつの町とし

て、次の要請書等を丸川環境大臣及び福田栃木県知事に提出いたしました。(提出については栃木県廃棄物対策課を通じて行いました。)

#### 《丸川珠代環境大臣宛》

・指定廃棄物の再測定と問題解決に向けた新たな方策の早急な検討を求める要請書

#### 《福田富一栃木県知事宛》

・指定廃棄物の再測定と保管場所の強固化に向けての栃木県から環境省への働きかけの要望書

※右の要請書及び要望書の詳細については、塩谷町ホームページでご覧いただけます。

### ○平成28年5月23日

環境省主催の第7回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議が栃木県公館で開催されました。議題は「栃木県における指定廃棄物の放射能濃度の再測定について」であり、県内40ヶ所を抽出して再測定を行い、放射能濃度の減衰傾向を確認したいとのことでありました。

# 指定廃棄物処分場対策班だより

裏面

第16号

平成28年6月28日発行

○平成28年6月2日

環境省職員が塩谷町役場に来庁し、塩谷町で保管している指定廃棄物の再測定をさせていただきたいとのお願いがありました。町長は、3月24日に町長及び議長名で再測定の要請書を環境省に提出していることから再測定をしていただくことは問題ないが、町民の皆さんに説明をしてから返事をするという回答し、町民の皆様には6月18日の反対同盟会定期総会で時間をいただきました承を得ることとした。

○平成28年6月18日

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の定期総会が開催され、その会場で、町と議会が環境省に要請していた指定廃棄物の放射線量の再測定を実施していただけることになった旨を集まった町民の皆様へ報告し、特に異論なく、再測定を進める方向で了承されました。

## 《町の考え》

町では、今回の再測定に併せて、一時保管場所の強化にも

取り組むことを検討しております。

具体的には、現在行っている、指定廃棄物に覆土して、その上に遮水シートを被せるという保管方法から、厚さ15センチメートルのコンクリートボックスに指定廃棄物を詰め込み保管する方法に変更したいと考えています。

この方法には次のようなメリットがあります。

① 丈夫で頑丈なため、一定期間の保管であれば、災害等によって飛散したり露出したりするリスクが少ない。

② コンクリートボックスには監視用の窓がついており、定期的に放射能濃度を測定することが可能である。（減衰状況を把握できる）

③ 密封されることから腐敗物が漏れる可能性が少ない。（現在の保管方法では腐敗により液化したものが地中に染み込む恐れがある）

④ 国と東京電力の責任において指定廃棄物を集約することになった場合など、今後の状況に応じて運搬（移動）することが容易である。



《現在の塩谷町の保管状況》



《コンクリートボックスによる保管の強化》  
※写真は千葉県松戸市における保管状況

今回、町及び議会からの要請や栃木県のご尽力により、塩谷町が保管している指定廃棄物が現在どのくらいの放射能濃度があるのかを再測定していただけたことになりましたので、町民の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

今後も定期的に保管状況等の様子をご報告させていただきます。